

大和都市計画地区計画の決定（宇陀市決定）

都市計画 大宇陀拾生地区地区計画を次のように決定する。

名 称	大宇陀拾生地区地区計画		
位 置	宇陀市大宇陀拾生及び黒木の各一部		
区 域	計画平面図 表示のとおり		
面 積	約13.3ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の南西部に位置し、吉野・松坂方面を往来する際の中継点であり、西暦611年に日本最初の薬猟が行われたと言われていた。また、徒歩圏内に道の駅宇陀路大宇陀や松山重要伝統的建築物群保存地区などの観光資源があり、かつ総合福祉ゾーンとして整備された。</p> <p>宇陀市都市計画マスタープランにおいて「観光創出地」と位置付けられ、地域振興・地域活性化のための土地利用が推進されている。このようなことから、観光に寄与する宿泊施設や多世代交流拠点としても対応が可能となる公園等観光の拠点となるよう、適切な土地利用の規制・誘導等を行うことを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	周辺の自然環境・住環境との調和に配慮しつつ、交通利便性を活かした観光創出地として、宿泊施設等の誘致等を主とした土地利用を図る。	
	建築物等の整備の方針	周辺の住環境に配慮しつつ、観光に寄与する宿泊施設や多世代交流としても対応が可能となる公園等観光の拠点となる建築物等の用途、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、壁面の位置に関し制限を定める。	
	地区施設の方針	観光に寄与する宿泊施設や多世代交流拠点としても対応が可能となる公園等観光の拠点となる施設の誘導等を図り、観光創出地としての魅力を高める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 畜舎</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(4) 建築基準法別表第2（る）項第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>

	建築物の容積率の 最高限度	200%
	建築物の建蔽率の 最高限度	60%
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの 距離は、1m以上とする。
	建築物等の形態・ 意匠の制限	建築物及び工作物等の色彩及び形態は周囲の環境に調和した ものとする。
	備考	